

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の 業務及び組織の全般にわたる検討結果、並びに講ずる措置について

1 基本的な考え方

郵政民営化においては、民営化前に預入等が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険については、民営化後も政府保証を継続することとしている。郵政民営化法の基本方針においては、これらの管理に関する業務は、民営化された会社とは独立した公的な法人格を有する主体において管理することとして、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号。以下「改正法」という。）により、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称を変更。以下「機構」という。）に承継することとされた。この基本方針の下、機構は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的として平成19年10月に設立された。

郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数残高については、機構を設立した平成19年から減少しているものの、令和2年度末時点においても依然一定の水準（郵便貯金残高：約7,380億円、簡易生命保険契約件数残高：1,037万件）にあり、機構の行っている委託先等の管理、周知・広報等の業務量には大きな変化がないことから、郵政民営化という国の政策を今後も着実に推進するためには、機構の存在が必須である。

機構においては、郵便貯金の払戻し等の業務が委託・再委託されることから、その人員等の体制は、設立当初から最小限のものとされている。

また、郵政事業に係る基本的な役務（以下「郵政事業のユニバーサルサービス」という。）提供を担保する郵便局ネットワーク維持を支援する交付金・拠出金制度が、第3期中期目標期間中の平成30年に、改正法により創設された。郵政事業のユニバーサルサービスについては、郵便局で一体的に、かつ、あまねく全国において公平に利用できるようにする責務が、法令上日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して課されており、また、郵便局の設置については「あまねく全国において利用されることを旨とし」（日本郵便株式会社法第6条）なければならないとされている。これらの理由から、交付金・拠出金制度に係る業務は、確実に、効果的かつ効率的に行わせるため、独立行政法人である機構が実施することとされている。

このような状況の中で、機構の主要な事務・事業については、業務の質の維持・向上及び適切性の確保の観点から、業務運営の効率化を図りつつ、以下の方向で見直しを行うものとする。

2 事務及び事業の見直し

（1）郵便貯金管理業務

<講じる措置>

郵便貯金管理業務は、引き続き実施することとする。

郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。併せて、委託先

及び再委託先の業務の見直し等に資する調査等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し、業務の質の維持・向上に努めることとする。また、預金者からの照会等に対し、引き続き迅速かつ的確に対応するとともに、委託先及び再委託先が受け付ける照会等に対し、迅速かつ的確な対応が確保されるよう努めることとする。

さらに、郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について確実かつ安定的な運用を行うこととする。

加えて、引き続き預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時に把握し、預金者にその状況を周知するとともに、満期を迎えた郵便貯金の早期払戻し促進のため、より効果的な周知・広報を実施することとする。個々の預金者への周知施策として、満期後5年目及び満期後15年目の預金者を基本としつつ、引き続き、挨拶状を再度発送する効果を検証し、効果が認められ得る預金者等に挨拶状を発送し、郵便貯金の早期払戻しを求める。その際、挨拶状の発送・到達状況、預金者への実態調査等を考慮の上、より効果的かつ効率的な方法で実施するよう努めることとする。また、転居等のため挨拶状が届かなかった預金者に対する住所調査についても、当該預金者への周知のほか、判明した新住所の活用により挨拶状の到達率の向上も期待できることから、引き続き、実施する。一方、広報施策については、従来の新聞・雑誌広告等に加え、インターネット広告等インターネットを利用した周知・広報等にも取り組み、預金者のみならず広く一般に注意を引くよう工夫する。

その他、郵便貯金管理業務に関する情報について、ホームページを活用し、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めることとする。

<背景・理由>

政府保証された郵便貯金は、まだ残存（令和2年度末の郵便貯金残高：約7,380億円）しており、郵便貯金管理業務において、政府保証された郵便貯金を適正かつ確実に管理し、その債務を確実に履行する必要がある。機構においては、郵便貯金の払戻し等が委託・再委託されていることから、その質の維持・向上及び適切性の確保のためには、機構自身の業務の状況のみならず、委託先及び再委託先における業務の実施状況を的確に把握し、必要に応じて改善を求めることが必要である。

加えて、周知・広報については、委託先が行う通知（満期日の2か月前、満期後10年の2か月前）に加え、機構において独自に早期払戻しを促す取組を積極的に行うことが重要である。

民間銀行であれば、一定期間（10年間）取引がない場合、預金は預金保険機構に移管され、「休眠預金」となるが、その後も、引き出すことができる。一方、郵便貯金は、民間銀行とは異なり、満期後20年2ヶ月後には預金者の権利が消滅してしまい、国庫納付されることから、機構の行う郵便貯金の早期払戻しを呼びかける周知・広報の必要性が極めて高い。第4期においても、多額の権利消滅金が発生する可能性があることを踏まえ、継続してより効果的かつ効率的な周知・広報活動を行う必要がある。

※ 直近4年間の権利消滅金：平成29年度約38億円、平成30年度約86億円、令和元年度約65億円、令和2年度約369億円。

その他、郵便貯金業務に関する情報を公表することを通じて、その実施状況を国民に明らかにするよう努める必要がある。

来期以降も、郵便貯金残高が減っていくことが見込まれるが、依然として権利消滅金が発生している状況、預金者が高齢化している状況等を踏まえると、引き続き、通知が届いている預金者に対

して払戻しを促進するほか、通知が届かない預金者がその家族等から働きかけられるケースがあること等も踏まえ、預金者のみならず広く一般に注意を引くよう工夫するなど、周知・広報手段の多様化を検討し、第4期も継続実施する必要がある。また、機構の行っている委託先・再委託先の管理（役職員の管理を含む）、地方公共団体への貸付に関する業務（資産運用）、情報公開等は、郵便貯金が残存する限り継続して行うべきものである。さらには、デジタル化社会の更なる進展に伴う、上記業務に係るデジタル化等への対応も発生する。現在、貯金部では適切な人員配置（必要最低限の人員配置）を行っており、第4期においても当該配置を継続することが適当と考える。

（2）簡易生命保険管理業務

＜講じる措置＞

簡易生命保険管理業務は、引き続き実施することとする。

簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこととする。併せて、委託先及び再委託先の業務の見直し等に資する調査等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し、業務の質の維持・向上に努めることとする。また、2019年頃に委託先等で発覚した、大規模な保険の不適正募集に伴う乗換問題については、委託元として、引き続き監査を通じてその事実関係や改善策、改善策の進捗状況を把握するなどの対応を行うこととする。その他、契約者等からの照会等に対し、引き続き迅速かつ的確に対応するとともに、委託先及び再委託先が受け付ける照会等に対し、迅速かつ的確な対応が確保されるよう努めることとする。

さらに、簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について確実かつ安定的な運用を行うとともに、再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、その状況を把握することとする。再保険先における資産運用の確実性及び安全性の把握・検証に当たっては、その資産のみならず、負債にも着目して監査を実施するなど、再保険先に対する監督を適切に実施することとする。

加えて、引き続き支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時に把握し、契約者等にその状況を周知することとする。

その他、簡易生命保険管理業務に関する情報について、ホームページを活用し、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めることとする。

＜背景・理由＞

政府保証された簡易生命保険は、まだ残存（令和2年度末の簡易生命保険契約件数残高：1,037万件）しており、簡易生命保険管理業務において、政府保証された簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、その債務を確実に履行する必要がある。機構においては、保険金の支払等が委託・再委託されていることから、その質の維持・向上及び適切性の確保のためには、機構自身の業務の状況のみならず、委託先及び再委託先における業務の実施状況を的確に把握し、必要に応じて改善を求めることが必要である。特に保険支払の要である保険金等支払管理態勢については、引き続き整備・強化に取り組むことが求められる。

その他、簡易生命保険管理業務に関する情報を公表することを通じて、その実施状況を国民に明らかにするよう努める必要がある。

来期以降も、保有契約件数が減っていくことが見込まれるが、機構の行っている委託先・再委託先の管理（役職員の管理含む）、地方公共団体への貸付に関する業務（資産運用）、支払請求などを呼びかける周知・広報、情報公開等は、契約件数にかかわらず、現在とほぼ同様の業務量が継続し、またデジタル化社会の更なる進展に伴う、上記業務に係るデジタル化等への対応も発生する。現在、保険部では適切な人員配置（必要最低限の人員配置）を行っており、第4期においても当該配置を継続することが適当と考える。

（3）郵便局ネットワーク支援業務

<講じる措置>

郵便局ネットワーク支援業務は、引き続き実施することとする。

郵便局ネットワーク支援業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

① 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施

- ・日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施する観点から、年に1回以上検証を行うこと。
- ・関連銀行及び関連保険会社から徴収した拠出金を日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するために講じている措置について、年に1回以上検証を行うこと。
- ・交付金は郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てられるという機構法の趣旨に沿って、日本郵便株式会社に対し適切な時期に交付金を交付するとともに、関連銀行及び関連保険会社から適切な時期に拠出金を徴収すること。
- ・交付金を交付した年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）における郵便局ネットワークの維持に要した費用の額と、交付した交付金の額の整合性を確認すること。

② 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施

- ・総務省令に規定する算定方法に基づき、交付金及び拠出金の額を算定すること。
- ・郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの利用者の範囲や利用状況その他交付金及び拠出金の額の算定に必要な資料を、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に入手し、当該資料に基づき交付金及び拠出金の額の算定を行うこと。
- ・郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するために講じている措置について、年に1回以上検証を行うこと。

<背景・理由>

既述のとおり、郵政事業のユニバーサルサービスの全国における安定的な提供を担保する郵便局ネットワークは、将来にわたって国民生活にとって必要性・重要性が極めて高いものである。したがって、郵便局ネットワークの維持支援業務を、機構として、今後も確実かつ適正に執行する必要があるため。

3 組織の見直し

（1）組織形態の見直し

<講じる措置>

現在の組織形態により、業務を遂行することとする。

<背景・理由>

郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数残高については、機構を設立した平成19年から減少しているものの、令和2年度末時点においても依然一定の水準にある（郵便貯金残高：約7,380億円、簡易生命保険契約件数残高：1,037万件）ことから、機構として、政府保証された郵便貯金・簡易生命保険の適正かつ確実な管理、債務の履行が必要であるため。

また、郵政事業のユニバーサルサービスを提供するに当たっては、法令上の規定及び実態を踏まえ、その提供を担保する郵便局ネットワークが将来にわたって国民生活にとって必要性・重要性が極めて高いものであることから、その郵便局ネットワークの維持支援業務については、機構として、今後も確実かつ適正に執行する必要があるため。

（2）組織体制の整備

<講じる措置>

組織体制について、継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直しを行うこととする。

<背景・理由>

平成24年の郵政民営化法の改正により、郵便貯金及び簡易生命保険は、郵便局であまねく全国において利用できるようにすることとされ、あまねく全国の再委託先（郵便局）を対象とした確認等が必要である一方、継続的な組織体制の点検により、今後も不断の努力をする必要があるため。

郵便局ネットワーク支援業務については、第3期中期目標及び第3期中期計画に基づき、当初からその人員等の体制は、設立当初から最小限のものとされているところ、交付金の交付及び拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施し、また、交付金及び拠出金の額の算定を適正かつ確実に実施する必要がある一方、業務状況の分析や組織体制の点検を継続的に実施することによって、業務の効率化に不断に取り組む必要があるため。

4 その他業務全般

（1）業務運営体制の整備

<講じる措置>

機構の運営に当たっては、引き続き内部統制機能や情報セキュリティの強化等により適正な運営を行いつつ、デジタル技術活用により効率的かつ継続可能な運営体制の確保を図る。

第3期においては、令和元年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策のため出勤抑制が図られる中での業務継続の必要性が生じたため、グループウェアの導入、リモートデスクトップ（自宅から機構の仮想サーバにアクセスできる仕組み）の導入、各種内部事務の電子化（文書決裁、文書管理、財務会計等）等、デジタル技術を活用したテレワーク環境の整備及び業務プロセスの効率化に取り組んだ。また、業務効率化や働き方改革に対する職員の意識を向上させる取組として、働き方改革推進チームの立ち上げ、「業務デジタル化推進計画」策定等を行った。

第4期においても、引き続きデジタル技術等を活用した業務プロセスの効率化や働き方改革の推

進に努める。

<背景・理由>

法令等を遵守し業務を行うことはもとより、デジタル技術等の活用によるその業務の効率化に取り組み、独立行政法人としての役割を十全かつ適切に果たしていくため。

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和2年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定）において、新中期目標策定にあたっては、法人の使命・役割を明確にした上で、新型コロナウイルス感染症対策で浮き彫りとなった課題を踏まえ、法人における業務手法等の見直しを促すような目標とすること（デジタル技術の利活用等）とされている。さらには、「法人の組織風土や従業員の意識にまで踏み込んだ取組を促すような目標とすること」とされている。これらの独立行政法人評価制度委員会の提言を踏まえ、引き続き、業務プロセスの見直しを図り、デジタル技術の活用等により業務の最適化・効率化及び働き方改革の推進に努める必要がある。業務のデジタル化に当たっては、情報セキュリティの観点にも留意する必要がある。

（2）財務内容の改善

<講じる措置>

公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。全体としての業務の最適化の観点から、他法人との共同調達や間接業務の共同実施について検討し、可能となるような環境が整ったものについて実施する。

また、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するものとする。

<背景・理由>

公正かつ透明な調達手続については、今後も不断の努力をする必要があるため。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）における決定事項へ対応するため。

また、現中期目標期間の最後の事業年度である令和3年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付することとなっているため。